

⑦ 給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合は、翌月１０日までに必ず提出してください。

															※市町村記入欄																																													
(宛先) 新居浜市長 7 年 12 月 3 日提出										(特別徴収義務者) 給与支払者	名 称 (氏名)		株式会社ABC商事															特別徴収義務者指定番号					宛 名 番 号																											
											所 在 地		XY市Z町一丁目2番3号															0 0 0 1 2 3 4 5 6 7					0 0 0 0 1																											
													個人番号 又は法人番号		9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	電 話 番 号					0 0 0 1 - 2 3 - 4 5 6 7																											
												担当者氏名															人事課給与係〇〇																																	
給 与 所 得 者 (異 動 者)												徴収済月																																																
フリガナ										ニイハマ タロウ		生年月日		(イ) 徴収税額															(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)					異 動 年 月 日					異 動 の 事 由					異動後の未徴収税額の徴収方法					退職時までの給与支払額											
氏 名										新居浜 太郎		昭和 40年5月17 日																																																
個人番号										0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	旧姓・新姓		6 月 から 11 月 まで																																				
令和7年1月1日現在の住所										新居浜市一宮町一丁目5番1号										円					円					円					令和7年11月20日					☒ 退職 ☐ 転勤 ☐ 休職 ☐ 長期欠勤 ☐ 死亡 ☐ その他 ()					☐ 特別徴収 継続…A ☐ 一括徴収 …B ☒ 普通徴収 …C					円 2,008,356 控除社会保険料額 円 100,418										
現 住 所										給与の支払いを受けなくなった後の住所 同上										125,600					63,200					62,400																														

未徴収税額(ウ)の徴収方法について、該当するA・B・Cいずれかを必ず記入してください。

A 新しい勤務先(転勤先等)										特別徴収義務者指定番号									
所在地										〒									
フリガナ																			
名 称																			
法人番号																			
担当者										電話番号									
受給者番号																			
月割額										円を 月分 (月 日納期)									
から徴収するよう連絡済です。																			

※電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記入してください。

B 一括徴収									
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。 ※退職の日が1月1日から4月30日までの場合は、残税額を一括徴収することが義務付けられています。									
一括徴収の理由 □欄に✓を記入									
☐ 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、異動者からの申出があったため。					異動者印				
☐ 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。									
一括徴収した税額 円は 月分(翌月10日納期)で納入します。									

C 普通徴収									
未徴収税額を(ウ)をご本人が支払います。 (市役所からご本人に通知)									
次のいずれかの□欄に✓を記入									
☒ 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、異動者から一括徴収の申出がないため。									
☐ 異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額(ウ)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。									
(死亡退職の場合) 相 続 人 代 表 者									
住所									
氏 名					続 柄				
電 話									

備考									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--